

平成 20 年 3 月 18 日

大阪市監査委員 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 20 年 2 月 18 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

なお、本件住民監査請求に関しては、議員から選任された監査委員である坂井良和及び福田賢治は、地方自治法第 199 条の 2 の規定に基づき、除斥となっています。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

平成 18 年度市会各会派の政務調査費収支報告書の添付資料（領収書等）非公開部分に対する異議申立にたいし、市会情報公開審議会の答申どおり議長が公開決定した領収書等を検討した結果、市民が看過できない違法不当な支出を特定して返還を求めるものである。

政務調査費の使途については、地方自治法 100 条 13 項、14 項および大阪市政務調査費交付条例等から、「会派が行う調査研究活動（立法活動）を補助するための交付金」であることに鑑み、個別費目としての「人件費」「事務所費」「広報費」は費目自体が政務調査費の本来目的に反する支出であり、当該費目については全額目的外支出として返還されるべきものとする。

また、会派が行う調査研究活動の具体的な内容が前提になければならず、この前提を欠いた支出は、領収書添付の有無にかかわらず目的外支出とされねばならない。さらに、政務調査費の交付対象は条例上各会派であるから、領収書の宛先は会派として記載し実際に支出した議員個人名を付記すべきである。事実を証する領収書等が一般的に領収書として通用しない不備なものは、当然実態不明の違法な支出として返還の

対象とされねばならない。

以上の前提に立ったうえで、人件費、事務所費として支出されたもののなかから、違法不当な目的外支出として 158,738,022 円を特定した。議長・会派会計担当および市の支出責任者にたいして違法不当に支出した公金について市に返還させるよう市長に勧告することを求める。

以上の他、領収書としての意味をなさないものや支出目的が不明、領収書発行者墨塗り非公開などは、会派が行う政務調査活動と見られないばかりか、正当な支出と考えられないものが混在する。全会派・全支出について、すべて事実を証する資料に基づき、監査委員が調査され、違法不当な調査活動費について返還させるよう市長に勧告されたい。

なお、これら領収書等すべて支出を証する資料を検査する立場の議長らおよび支出にかかわる職員らは、内容を周知しながら是正を怠っていることから、本件請求には期間制限が問われない。また、非公開部分が公開されてはじめて知りえたものであり、期間徒過に正当な理由がある。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

本件請求を、請求書の記載内容、添付事実証明書等に照らして客観的、実質的に判断すると、請求人は、大阪市会の特定 4 会派が、政務調査費の目的外等の違法不当な支出（以下「目的外支出等」という。）を行っているとして、会派による目的外支出等を直接、住民監査請求の対象にしようとするものと解される。

しかしながら、地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員についての一定の財務会計上の行為若しくは怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）を住民監査請求の対象と定めており、また、議員、議長については、最高裁判決（昭和 62 年 4 月 10 日）、学説等により、住民監査請求の対象である財務会計上の行為等を行う権限を有しないものとされている。

したがって、本件請求は、法所定の主体に係る財務会計上の行為等を対象にしたものではなく、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

仮に、本件請求を、本市職員等が会派による目的外支出等があるにもかかわらず会派に対する返還請求を怠っているとして「財産（債権）管理を怠る事実」を請求の対象としてなされたものと解するとしても、請求人は、具体的な理由をもって本市職員等に係る固有の違法不当性を摘示すべき必要があるところ、専らそれらの前提となる会派による目的外支出等を主張するばかりであり、本市職員等に係る固有の違法不当性を直接根拠づけるものと解されるような事実証明書の添付はなく、会派による目的外支出等を主張する書面が添付されているに過ぎず、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざ

るを得ない。

結局のところ、本件請求は、請求人が端緒として示した会派による目的外支出等の疑いについて、監査委員に詳細・独自の追加調査を求め、違法不当があった場合にその是正を求める趣旨と解するほかなく、請求の目的面においても、住民監査請求の趣旨である本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為等の違法不当性の有無を監査によって明らかにしようとするものと解することはできない。

ところで、本件請求に係る補正の可否について議論があったので、この点、念のため次のとおり申し添える。

法には、住民監査請求に関する補正手続を定めた条項は存在せず、監査委員に対して要件を具備しない請求に対する補正を促す義務を課するような条項も存在しないことから、法の規定からは、不適法な住民監査請求について監査委員に補正を命じたり促す義務を課していないと解するのが相当であるとされている。

もともと、一般論としては、容易に補正できる形式上の不備があるような場合には、監査委員においてその補正を求める権限があることはもとより、補正を促す義務があること、すなわち補正を促さずに直ちに監査請求を却下することは許されないと解する余地があるとされている。

実務上も、補正は、これを求めている間にも 60 日の監査期間は進行するので、基本的な要件は満たされていてある程度短期間に補正でき、併行して調査を進めることができるものに限定すべきとされている。

これらを本件請求についてみると、本件請求の不備は、請求内容に関する請求の本質的な部分の不備であって、請求書の必要的記載事項に不備があったりするような単純な形式上の不備と同一視することはできず、補正になじむものではないと判断した。